

報道関係者 各位

令和7年10月2日(木)

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部 健康課

課 長：柴田 英彦

主任労働衛生専門官：赤前 幸隆

(電話) 045(211)7353

(FAX) 045(211)0048

神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援セミナー2025

～ はたらく人の体調悪化は、突然に！～ を開催します

神奈川労働局(局長 児屋野文男)では、神奈川県内の自治体や公的機関及び関係団体等が一体となって、神奈川県内で働いている人の健康管理や産業保健対策の方法を多くの方々にご理解いただき、役立ててもらうため、「神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援セミナー2025」を開催します。

働き盛りの方々の体調が突然悪化し、治療と仕事の両立がうまく進まず離職せざるを得ない状況に陥るほか、企業で働く人の健康管理やメンタルヘルス対策が適切に実施されていないことが原因で仕事に交通事故や労働災害が発生したり、ハラスメント等により精神疾患が生じて働けなくなるなど健康管理に関連する様々な問題が生じています。

本セミナーでは、健康と安全配慮の問題点と対処の仕方等について、企業担当者、弁護士及び医療現場の医師から講演をいただき、企業の取組事例や裁判事例のほか、臨床医が治療中の労働者の職場復帰に向け取り組んでいる治療と仕事の両立支援対策等を様々な角度から紹介し、働く人の健康と安全管理等に役立ててもらうことを目的に開催します。

日 時 令和7年11月5日(水) 13:30～16:30

場 所 神奈川公会堂 大ホール

対 象 事業主、衛生管理者、産業保健看護職、産業医、労務管理、安全衛生担当者等

参加費 無 料

主 催 神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援対策推進連絡会議

構成団体 神奈川県内23の公的機関及び関係団体で構成。(詳細は別添1チラシ参照。)

講演内容 【基調講演】演題 『就業機会と安全配慮、どちらを優先すべきか?』

～ 弁護士が法的な視点で勘所を解説します ～

神奈川産業保健総合支援センター産業保健相談員

ニシワキ法律事務所 弁護士 西脇 巧 氏

【特別講演】演題 『本人も職場も困る、脳卒中になったらどうしたら良いの?』

～ 脳卒中専門医 兼 現役産業医がお教えします ～

聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院 脳神経内科部長

脳神経内科学准教授 医師 萩原悠太 氏

添付資料

- 「神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援セミナー2025」開催案内（チラシ）
- 令和7年度 労働衛生行政のあらまし（リーフレット）
- 第76回 全国労働衛生週間（リーフレット）

はたらく人の 体調 悪化は 突然に!



経営者に
知ってもらいたい
社員への健康・安全
配慮義務

令和7年 **11月5日(水)** 13:30 ~ 16:30
神奈川公会堂 大ホール (横浜市神奈川区富家町1-3)

入場無料
要事前申込

基調講演

13:30~14:30



演題

就業機会と安全配慮、どちらを優先すべきか?

～ 弁護士が法的な視点で勤所を解説します ～

神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員 ニシワキ法律事務所

弁護士 **西脇 巧** 氏

事業所での取組事例の紹介

14:30~14:50

- 東京水産運輸株式会社
- 株式会社シンコー

特別講演

15:00~16:10



演題

本人も職場も困る、脳卒中になったらどうしたら良いの?

～ 脳卒中専門医 兼 現役産業医がお教えます ～

聖マリアンナ医科大学 横浜西部病院 脳神経内科部長 脳神経内科学准教授

医師 **萩原 悠太** 氏

16:10 お知らせ (神奈川県・横浜市・神奈川産業保健総合支援センター)

16:30 閉会

セミナーで知ることができる！



企業経営に必要な労働者への健康・安全配慮義務

本セミナーでは、健康と安全配慮の問題点の共有化と対処の仕方等を企業担当者と弁護士、医療現場の医師が登壇して、実際の企業事例や裁判事例のほか、臨床現場で取り組んでいる治療と仕事の両立支援対策等を様々な角度から情報共有し、働く人の健康と安全管理等に役立ててもらうことを目的に開催いたします。

参加申込方法

※定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。

令和7年 9月1日 から 参加申込受付開始

申込締切
10月22日

申込
定員 **400名**

専用サイトからの申込みのみ受付いたします。

申込先

労働局（労働基準関係）説明会等受付サイト

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDUzOA==/c9f37d227bd04ec6b4860528b1c3b3dc>



予約フォーム

申込問合せ先

神奈川労働局労働基準部健康課 TEL 045-211-7353
Email : kenkouka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

会場
案内図



神奈川公会堂 大ホール
(横浜市神奈川区富家町1-3)



JR・京急
東神奈川駅から
徒歩約3分

主 催：神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援対策推進連絡会議

構成団体：神奈川労働局 / 神奈川県 / 横浜市 / 川崎市 / 相模原市 / (一社)神奈川県精神科病院協会 / (一社)神奈川県精神神経科診療所協会 / (一社)神奈川県精神保健福祉協会 / (一社)神奈川県臨床心理士会 / (地独)神奈川県立病院機構 / かながわ難病相談・支援センター / (公社)神奈川県社会福祉士会 / (一社)神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 / 特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会 / (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 神奈川障害者職業センター / (公財)神奈川県予防医学協会 / (独)労働者健康安全機構 関東労災病院・横浜労災病院・神奈川産業保健総合支援センター / (公社)神奈川県医師会 / 神奈川県社会保険労務士会 / (一社)日本産業カウンセラー協会 / (公社)神奈川労務安全衛生協会

※神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援対策推進連絡会議とは

神奈川労働局が設置した会議組織です。メンタルヘルス対策及び事業場における治療と仕事の両立支援について効果的に進めるため、県内の関係者のネットワークを構築し取組の促進と連携を図ることを目的に設置しています。

ご不明な場合は、神奈川産業保健総合支援センター (TEL 045-410-1160) にお問い合わせください。

令和7年度 労働衛生行政のあらまし

◇ 安全で健康に働くことができる職場づくり ◇

神奈川県労働局 健康課
(令和7年8月1日発行版)

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

令和6年に職業性疾病により発生した休業4日以上死傷災害(速報値)は、前年の2,498件から1,634件と大幅に減少しましたが、新型コロナウイルス感染症を除いた休業4日以上の被災者数は841人と前年比で179人(27.0%)増加しており、このうち、腰痛による休業災害が608人(72.3%)を占め、前年比で167人(38.0%)増加しました。このほか、化学物質による中毒や皮膚疾患、腰痛や上肢障害などの休業災害も発生しています。

死亡災害は、脳・心臓疾患、熱中症、酸素欠乏症により3人の方が亡くなりました。

過重な業務による脳・心臓疾患及び精神疾患に係る労災補償状況のうち、脳・心臓疾患の補償状況では、運輸業・郵便業における認定件数が最も多いほか、強い心理的負荷による精神障害等では、医療・福祉での認定件数が多くなっています。各事業場では、引き続き、長時間労働の抑制やメンタルヘルス対策等に取り組んでいただくことが重要です。

また、定期健康診断では、令和6年の有所見率が60.7%と、統計開始以来最も高い有所見率となっており、特に、脳・心臓疾患系に影響をおよぼすとされている血中脂質や血圧などの検査項目で有所見率が年々増加しています。

産業医による健康診断の事後措置と日頃からの生活習慣病予防の重要性を認識してもらうための健康教育や事業者が保険者と連携・協力して行うコーポヘルス等の取組により、日頃から有所見者対策に取り組むことが重要となります。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・図2)

(1) 令和6年度の脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数が79件(前年度比-7件)

支給決定件数が14件(前年度比-2件)

(2) 令和6年度の精神障害等の労災補償状況

請求件数が299件(前年度比+46件)

支給決定件数が103件(前年度比+53件)

※資料:神奈川県労働局 令和6年度「過労死等の労災補償状況」より

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

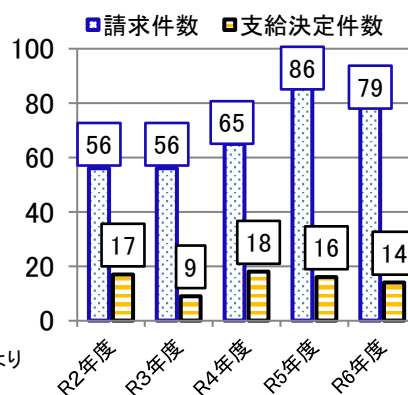
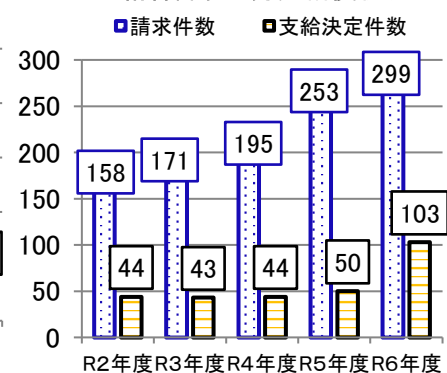


図2 精神障害の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3)

(1) 令和6年の職業性疾病による死亡災害の内訳

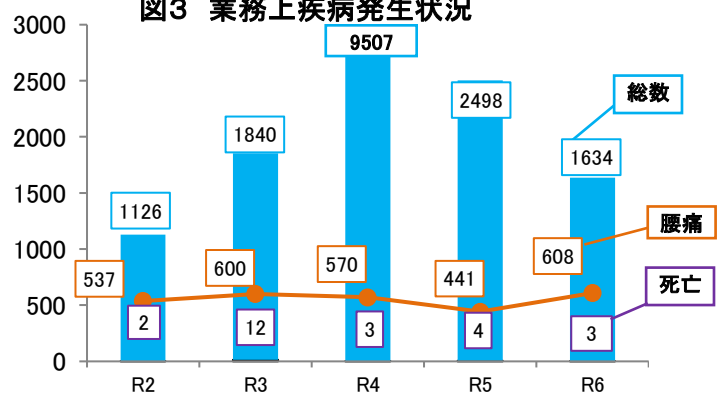
- ・ 脳・心臓疾患 1人
- ・ 熱中症 1人
- ・ 酸素欠乏症 1人

(2) 令和6年の職業性疾病による休業4日以上被災者数

- ・ 1,634人(前年比 -864人)

※新型コロナウイルス感染症によるものを除くと841人
(前年比+179人)うち腰痛608人(前年比+167人)

図3 業務上疾病発生状況

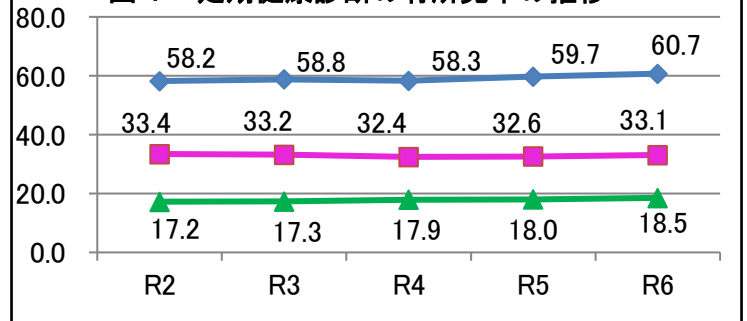


3 健康診断結果の状況(図4)

一般定期健康診断では、有所見率◆(何らかの所見があった労働者の割合)が引き続き、増加傾向にあり、全国の有所見率(59.4%)よりも高い状況にあります。

検査項目別では、血中脂質■(33.1%)、肝機能検査▲(16.9%)、血圧▲(18.5%)など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。

図4 定期健康診断の有所見率の推移



第2 令和7年度労働衛生行政の重点

1 第14次労働災害防止計画(神奈川計画)(※労働衛生分野に限る)

(1)労働者の健康確保対策の推進

- ア メンタルヘルス対策
- イ 過重労働対策
- ウ 産業保健活動の推進

(2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ア 化学物質による健康障害防止対策
- イ 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- ウ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
- エ 電離放射線による健康障害防止対策

神奈川労働局の
ホームページ内に
全体版を掲載して
います。



(1)ア メンタルヘルス対策

- ・ 労働者数50人以上の事業場におけるストレスチェックの未実施事業場及び労働基準監督署への報告がない未提出事業場への指導を強化する。
- ・ 労働者数50人未満の事業場に対し、ストレスチェック制度の周知・啓発を行う。
- ・ メンタルヘルス対策等の組織・教育体制の整備とメンタルヘルス不調者への周知・啓発を行う。
- ・ 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(1)イ 過重労働対策

- ・ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
 - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)による労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(1)ウ 産業保健活動の推進

- ・ 産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する血圧や血糖値等の有所見者への生活習慣の見直しに向けた健康教育の実施と治療と仕事の両立支援制度の導入を推進する。
- ・ 健康障害の防止を勧奨し、工作中的健康悪化による交通事故と労働災害の防止を周知する。

(2)ア 化学物質による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
 - ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)を交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類を含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
 - ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(2)イ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・ 熱中症に係る改正労働安全衛生規則の周知・啓発を行う。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施し、クールワークキャンペーンに係る取り組みを鋭意展開する。
- ・ 事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置をあらかじめ決定しておき、異変を感じた際の対応方法について訓練を行うほか、労働衛生教育を通じて、日常の健康管理や暑熱順化及び作業時の水分・塩分の摂取方法等を周知する。
- ・ 定期健康診断において、脳・心臓疾患系の所見のある労働者に対しては、熱中症発症時の重症化リスクが高いことに留意し、産業保健スタッフによる支援の必要性を周知する。
- ・ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(2)ウ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(2)エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するため、衛生管理体制の整備と衛生委員会における調査・審議事項の適切な実施を指導する。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業（以下「廃炉作業」という。）や帰還困難区域等で行われる除染等における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底するほか、緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成27年8月31日健康の保持増進のための指針公示第6号）に基づく健康管理を実施する。

産業保健活動について困ったら**無料**支援施設を活用しよう

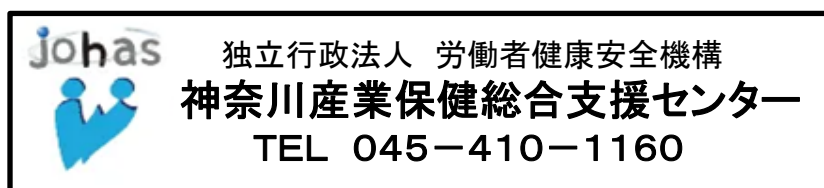
○ 神奈川産業保健総合支援センター・地域産業保健センターを活用しましょう。

独立行政法人労働者健康安全機構（神奈川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター）は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

★**神奈川産業保健総合支援センター**では、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。**神奈川県内1拠点：神奈川産業保健総合支援センター（TEL 045-410-1160）**

★**地域産業保健センター**では、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを無料で提供しています。

神奈川県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点：地域産業保健センターが活動を行っています。



神奈川産保

検索



⇒⇒⇒ QRコードからホームページにアクセスできます。 ⇒⇒⇒



第3 第14次労働災害防止計画（神奈川計画）

- 1 計画の期間 令和5（2023）年4月～令和10（2028）年3月までの5年間
- 2 計画の全体目標 ▶▶▶ 死傷者数の増加に歯止めをかける！ ◀◀◀
○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少する。

3 アウトプット指標・アウトカム指標

アウトプット指標

（1）労働者の健康確保対策の推進

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

（2）化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていない危険性又は有害性が把握されている化学物質に係るラベル表示・SDSの交付事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・ 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

（1）労働者の健康確保対策の推進

- ・ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

（2）化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- ・ 熱中症による死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

第4 お知らせ

○ 安全衛生優良企業公表制度の申請

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長宛での申請が必要です。

○ 神奈川労働局HPの活用やメルマガ登録をお願いします。

神奈川労働局HPでは、事業場での取組を進めていただくための情報を提供し、法改正等、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。また、メールマガジンでも労働局関連各種情報発信していますので登録よろしく願いいたします。

○ エイジフレンドリー補助金の申請（受付は、毎年5月第2週目頃から開始されます。）

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。（<https://www.jashcon-age.or.jp/>）



第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

